

砥部町農業委員会総会
令和 6 年 2 月議事録

令和 6 年 2 月 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 6 年 2 月 農業委員会総会
2 開始日時	令和 6 年 2 月 6 日（火）16 時 30 分～
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	大野和博（会長）、山田義秀（会長職務代理） 正岡英司、佐野淳子、松村 要、渡部智磨子、坂本勝美 竹内 勝、福田康彦、久保 徹、門田幸一、相原雄一 笹山準一、松尾利勝、三木恭子、日ノ岡光政、越智 守
5 欠席委員	河瀬利文
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	池田 晃一（事務局長） 森岡 誠 （事務局農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和6年2月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第7号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について 2件

日程第3 議案第8号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出について 1件

日程第4 議案第9号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 1件

日程第5 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について 6件

・閉会

令和 6 年 2 月砥部町農業委員会総会

令和 6 年 2 月 6 日（火） 16 時 30 分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から 2 月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大野会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第 4 条により、河瀬委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は 18 名中 17 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大野会長にお願いします。
議 長	それでは、2 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、15 番、日ノ岡光政委員さん、16 番、越智守委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく届出について、2 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	1 件目、議案書 1 頁をご覧ください。地図は 1 頁をご覧ください。 貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。 土地の所在は〇〇、地目、畑、面積 817 m²です。 令和 5 年 12 月 20 日に小作権の合意解約を行い、今回届け出たものです。 2 件目、地図は 2 頁をご覧ください。 貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。 土地の所在は〇〇、地目、樹園地、面積 3,211 m²ほか 1 筆、計 4,767 m²です。 令和 5 年 12 月 25 日に基盤強化集積計画の賃貸借契約の合意解約を行い、この解約により今回同時に提出のあった基盤強化集積計画の申請が受理可

	能となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第 18 条第 6 項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 3 議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出について、1 件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 2 頁をご覧ください。地図は 3 頁をご覧ください。 市街化区域内の宅地造成で、所有権移転の案件です。 渡人は〇〇さん、受人は〇〇さんです。 申請地は〇〇、地目、畑、面積 193 m²です。 周囲はコンクリート擁壁を施工し、盛土は約 30cm、排水は西側開発道路内の公共下水道マンホールへ放流、給水は砥部町上水道を使用します。周辺は住宅地となっており、宅地造成することで周辺への支障はないものと思われます。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第 4 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、1 件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議案書の 3 頁をご覧ください。地図は 4 頁をご覧ください。 渡人は〇〇さんです。受人は〇〇さんです。 申請地は〇〇、地目、畑、面積 338 m²ほか 1 筆、計 2,876 m²です。 申請の経緯について、受人が農地拡大のため今回の農地を取得しようとするものです。 作付予定作物は柑橘、受人の営農家族構成は、本人と父親が行います。農作業機械は耕運機などを所有しております。 営農日数は、本人 180 日、父親 250 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇さんより、内容説明をお願いします。

担 当 委 員	この畑は、お父さんが亡くなった後、雑木林になっていましたが、本人の農地が隣なので、今回、造成していっしょに作るそうです。以上です。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〇〇 委員	以前、耕作放棄地を造成して再利用するときに、国の補助金があったように思いますが、今は、どうなっていますか。
事 務 局	今回の案件に該当するような補助金は、ないようです。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 5 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、6 件を議題とします。 1 件目と 2 件目については関連がありますので、続けて、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 4 頁をご覧ください。 1 件目、賃貸借権の設定で、新規の案件です。地図は 5 頁をご覧ください。 貸人は〇〇さん、〇〇さんです。借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇、現況地目、樹園地、面積 1,804 m ² です。 栽培品目は伊予柑、デコボン、甘平で、期間は、令和 6 年 2 月公告日から令和 16 年 1 月 31 日までの利用権を設定するものです。 続いて 2 件目、賃貸借権の設定で新規の案件です。 貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇、現況地目、樹園地、面積 2,620 m ² ほか 2 筆、計 10,217 m ² です。 栽培品目は、柑橘、期間は、令和 6 年 2 月公告日から令和 16 年 1 月 31 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。〇〇委員は欠席のため私が説明します。事務局の説明のとおり、問題ありません。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。

	異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	続きまして3件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	3件目、賃貸借権の設定で合意解約を受けての新規の案件です。地図は2頁をご覧ください。 貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇、現況地目、樹園地、面積3,211㎡ほか2筆、計5,798㎡です。 栽培品目は柑橘、期間は、令和6年2月公告日から令和26年1月31日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〇〇 委員	期間が20年になっていますが、設定できる期間は、もっと短かったように思うが20年で設定できますか。
事 務 局	いろいろな設定期間がありますが、20年でも設定可能となっています。
〇〇 委員	経営が〇〇以上あって、今回の設定で〇〇以上となるが、〇〇していますか。大丈夫ですか。
〇〇 委員	聞いているのは、〇〇だそうです。
事 務 局	期間で、〇〇です。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	4件目と5件目については関連がありますので、続けて、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	4件目、賃貸借権の設定で新規の案件です。地図は6頁をご覧ください。 貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇、現況地目、樹園地、面積1,124㎡です。 栽培品目は、季節野菜、期間は、令和6年2月公告日から令和26年1月

	31 日までの利用権を設定するものです。 続けて 5 件目、使用貸借権の設定で新規の案件です。 貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇、現況地目、畑、面積 523 m²です。 栽培品目は、ぶどう、期間は、令和 6 年 2 月公告日から令和 26 年 1 月 31 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇さんより、内容説明をお願いします
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。〇〇さんは体調が悪いようで、〇〇さんは〇〇で耕作ができないそうで、〇〇さんが引き受けたそうです。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	続きまして 6 件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	6 件目、賃貸借権の設定で新規の案件です。地図は 7 頁をご覧ください。 貸人は〇〇さん、借人は〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇、現況地目、田、面積 1,222 m²です。 栽培品目は、たまねぎ、期間は、令和 6 年 2 月公告日から令和 9 年 1 月 31 日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当の〇〇委員は欠席のため私が説明します。事務局の説明のとおり、問題ありません。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、2 月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

	17 時 00 分 閉会
--	--------------

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____